

公会堂等整備補助

市では、市内の自治会等の健全なる運営と、地域のコミュニティづくりを支援するため、住民の集会、研修会及び健全なレクリエーション等に利用する公会堂等の建築・増改築等の工事に対して補助金を交付しています。

1.	交付対象団体	自治会
2.	交付対象物件	自治会が所有する公会堂、集会所等の建物 (交付申請年度から起算して、10年以上貸借契約を締結しているものを含む)
3.	交付対象事業	①新築（既設建物の買取りを含む） ②用地買取り ③増改築及び補修 ④既存公会堂の解体 ⑤バリアフリー化工事 ⑥上下水道や合併処理浄化槽への接続工事（合併処理浄化槽接続工事については、水道水源保護地域等に限る） ※ただし、国、県等他の補助金（財産区やそれに準じる団体は除く）を受けけるものには交付しません。 ※①～③は建築工事等が50万円以上のものが対象となります ※①～④は前回の補助金（国、県等他の補助金を含む）の交付を受けてからおおむね10年以上経過したものが対象となります。
4.	補助金額	建築工事等に要する額の2分の1の額 ※ただし、補助金の最高限度額は400万円です。
5.	補助希望照会	毎年7月頃、全自治会に対し、翌年度の新築・増改築等の計画に係る補助希望の照会を行っています。 ※補助金の事後交付は出来ませんので、必ず事前にご相談ください。 ※自治会統合による公会堂補助整備についても、事前にご相談ください。